

保保発0325第2号
保国発0325第1号
保高発0325第1号
保連発0325第1号
令和8年3月25日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局保 険 課 長
（ 公 印 省 略 ）
国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）
高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）
医療介護連携政策課長
（ 公 印 省 略 ）

「保険者協議会設置要領」の一部改正について

保険者協議会については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、保険者及び後期高齢者医療広域連合が都道府県ごとに組織し、特定健康診査等の実施や高齢者医療制度の運営等の関係者間の連絡調整、医療費の調査分析等を行うとともに、都道府県医療費適正化計画について協議を受け、同計画の実施についての都道府県への協力等を行うこととされています。

医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（令和5年厚生労働省告示第234号）においては、第四期医療費適正化計画において都道府県が後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する目標を達成するために取り組むべき施策として、医薬品の適正使用の効果も期待されるという指摘もあるフォーミュラリについて必要な取組を進めることが考えられるとお示ししているところです。

さらに、経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）においては、普及推進策を検討し、各地域において地域フォーミュラリが策定されるよう取組を推進する（地域フォーミュラリの全国展開）ことが示されたところです。

上記等を踏まえ、都道府県等が医療費適正化のための取組として地域フォーミュラリの取組を推進するに当たって必要となる、医療の担い手や保険者等の関係者との調整の場として保険者協議会を活用することができる旨を明確化するため、「保険者協議会について」（平成28年1月29日付け保保発0129第1号・保国発0129第2号・保高発0129第1号・保連発0129第1号厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長・医療介護連携政策課長連名通知）の別添の一部を別紙新旧対照表のとおり改めることとしますので、関係者とも調整しつつ、実施に遺漏のないようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。